

# 指定共同生活援助（日中サービス支援型）運営規程

## （グループホームふうりん）

### （事業の目的）

第1条 一般社団法人風が設置するグループホーム ふうりん（以下「事業所」という。）において行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づく日中サービス支援型共同生活援助に係る障害福祉サービス（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保する為に人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し、事業の適正な運営と適切な日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 5 前4項のほか、総合支援法及び倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称及び所在地、サービス種類及び定員等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 グループホーム ふうりん
- （2）所在地 倉敷市真備町尾崎979番2
- （3）サービス種類及び定員  
日中サービス支援型指定共同生活援助 8名
- （4）主たる対象者 知的障がい者・身体障がい者・自閉スペクトラム症

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- （1）管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理、サービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、適切な支援内容を把握したうえ、利用者及びその利用者の家族にその内容を説明するほか、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、定期的に利用者に面接及びモニタリング結果の記録、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 世話人 2名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(5) 夜間配置職員 1名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯において、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う。

(6) 看護職員

現在、看護職員は配置していない。看護職員を配置する場合は、利用者の健康管理、服薬管理に関する助言、医療機関との連絡調整、感染症予防、緊急時の対応等、利用者の健康に関する支援を行う。

(指定共同生活援助の内容)

第5条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談支援

(2) 身体介護及び援助

(ア) 食事の介護

(イ) 排せつの介護

(ウ) 入浴の介護

(エ) その他必要な身体の介護

(3) 食事の提供

(4) 健康管理・金銭管理の援助

(5) 余暇活動の支援

(6) 緊急時の対応

(7) 他事業所（職場など）との連絡・調整

(8) 金銭管理等の日常生活に必要な援助

(9) 体験利用の受入れ

(利用者から受領する費用の額)

第6条 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月10日に【翌月分】を利用者から徴収し、（半期に一度又は利用契約書の規定により利用契約を終了した日）に精算し、残金が生じたときは、支給決定障害

者にその残金を返還するものとする。ただし、徴収においては金融機関のシステム及び営業日より前後する場合がある。

家賃、光熱水費、食材料費等日常生活において通常必要となるものに係る費用や参加した行事費等であって、利用者が負担することが適当と認められるもの（個別活動費、通信費等）については支払いを利用者から受ける事ができるものとする。

詳細については別紙記載する。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。ただし事業者は、利用者負担額及び実費負担額の支払いを口座振替において受けた場合、領収書は原則発行しないこととする。
- 6 第3項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類を利用者に対し交付するものとする。

#### **（入居に当たっての留意事項）**

第7条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- （1）利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、契約を解除することができるものとする。
- （2）利用者が事業者に支払うべき共同生活援助サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限まで支払われない場合は、文章で督促するものとする。督促したにもかかわらず3ヶ月以上たっても支払がない場合は、契約を解除することができるものとする。

#### **（利用者負担額等に係る管理）**

第8条 事業所は、支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定共同生活援助事業者は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

#### **（緊急時、事故発生時における対応方法）**

第9条 現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っている時において、利用者に事故、怪我、病気等により状態が急変する等、緊急を要する状況が生じた場合、速やかに利用者の主治医又は嘱託医（以下「嘱託医等」という。）及び家庭に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 嘱託医等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者の関係する市町村等及び家庭に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助等提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害賠償するものとする。
- 5 前項の損害賠償の為に、損害賠償保険に加入するものとする。

#### (非常災害対策)

第10条 消火設備等必要な設備を設ける。

- 2 事業所は非常災害時に関する計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知すると共に非常災害に備える為、消防計画及び風水害、地震、津波、高潮などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 3 定期的に計画に基づいて災害訓練を行い、非常災害対策の周知徹底を図る。
- 4 関係機関への通報一覧表・事業所の緊急連絡網・避難経路等概要をととのえ、相互支援・協力体制の整備をする。
- 5 非常災害時の障害者等の弱者受け入れ場所の確保をする。

#### (夜間支援体制)

第11条 事業者は、利用者の緊急事態に対応するため、管理者等が携帯電話を24時間携帯し、緊急連絡網を利用し連絡体制を整えている。

- 2 利用者8名に対して1名以上の夜間支援職員を配置し、夜間支援を実施する。

#### (苦情解決体制の整備)

第12条 事業所は、提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により、市町村が、また法第48条第1項の規定により岡山県知事又市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

### **(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)**

第13条 日中サービス支援型指定共同生活援助サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### **(虐待防止の為の措置に関する事項)**

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的な実施

2 当事業所は指定共同生活援助サービスの提供にあたり、当該事業所従事者又は養護者（障害者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### **(個人情報保護)**

第15条 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の目的及び理念に基づき、事業所は正当な理由なく業務上知りえた利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 前項の規定については、従業員で無くなった後にも適用し、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容にする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

### **(支援体制の確保)**

第16条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことが出来るよう、知的障害者援護施設等との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

### **(成年後見制度の活用支援)**

第17条 事業所は利用者との適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるよう支援を行うものとする。

#### (研修)

第18条 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 2 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 3 継続研修 年1回以上

#### (秘密の保持)

第19条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (記録の整備)

第20条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

#### (補則)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は総合支援法その他関係法令に従うと共に、一般社団法人風と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

#### (重度化対応の体制)

第22条 重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保する。

- 2 急性期における医師や医療機関との連携体制
- 3 協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制を確保する。

#### 附 則

この規程は、令和5年 8月1日から施行する。

令和7年11月1日から基準改正に伴う改定施行をする。

(但し、第7条については令和7年8月1日にさかのぼって改定することとする。)

## 別紙

### 1 訓練等給付対象外サービス費

生活費の家賃、水道光熱費、食事代、日用品費については別表Ⅰの通り規定する。生活費の家賃については、帰省等サービス提供日数の増減が生じても定額とします。

ただし、入退居が月の途中の場合は日割りとします。

別表Ⅰ

| 名称          | 家賃<br>(月額) | 水道光熱費<br>(月額) | 食事代<br>(1食)                               | 日用品費<br>(月額) |
|-------------|------------|---------------|-------------------------------------------|--------------|
| グループホームふうりん | 35,000円    | 実 費           | 朝食 390<br>円<br>昼食 680<br>円<br>夕食 680<br>円 | 実 費          |

### 2 体験利用における給付対象外サービス費

体験利用における生活費の家賃、水道光熱費、食事代、日用品費については別表Ⅱの通り規定する。

尚、経済条件により変更することがあります。

別表Ⅱ

| 名称          | 家賃<br>(日額) | 水道光熱費<br>(日額) | 食事代<br>(1食)                | 日用品費<br>(日額) |
|-------------|------------|---------------|----------------------------|--------------|
| グループホームふうりん | 1,200円     | 400円          | 朝 390円<br>昼 680円<br>夕 680円 | 100円         |